

正院

正院

書面之趣百圓以下、伺之旨
可取言事

正院
之印

開拓使より以て北海道開拓
の爲め預り証券を發行せし
し、以て大藏省開拓使と
約定せしる所たるものなり

第一條

一 預り証券は、由間既、以て發行し、
お知ぬ正金兌換証券と全く
同様之形狀標標之製法を以て

力惣坐三井田の各目と各所
まゝ

但通用の年間と公の上納
おのり諸取のきい各正金迄
換證券の扱ふと急行とを
鈴まればも禁り之節を更
開拓使の印を押し出證券
の異なると所を區別とせ

差二條

一證券十圓五圓と円中十錢
計拾錢拾錢の種分と総高
計百五拾万圓を限り發行せし

差三條

一総高計百五拾万圓の準備と
發行高三分の一の新貨幣と
いふ金と通用せしと十年

の後部隈を定り漸く揚子河を
穿行高の訛割と三井組の相殿
より右刻者との間抄後定額
金年物産租税之目なるに揚子
其際のみと三井組より揚子
但第一非常の兵乱が相生
費用用は儀ひしは準
備金として切動も宜し

且て金之儀を追て新貨幣に
引替準備を繰入るべき期限
の後なる三井組に於て及訛割
の澄券の揚方より支無之
と免三井組より懸たる旨
の證書を取置候し

第四條

一 開始より長江舟の準備費

（前）今ハ主
月井上登
流之七三三册

許と三井組と相侵し之を清賦
たる旨の報告書と大藏省に差
出之時其高相應の證券假令取
引日省に用紙侵し相
侵し也

以証券出高の或刻三井
組に侵し日省公文の刻者

第五條

一 證券流通の際に方角の地と流
通するにそのを自然の事故正金
引換にせしむる者有之り即無之を
引替へ遺る者東京大板に有之
る三井組の本店先其証券
並新高相應の正金と後並
但三井組に侵し之を

開拓使
備金を持て大蔵省より官
負を認め、空地を調査
せしむ若し其子息と世々見
出るとき之を要望せしむの
權あり

第六條

一 借券自然の地口流道の節
租税上河川も借取以上を毎年

大蔵省より開拓使に預金渡
の部右借券として取戻す
あり或は大蔵省より直に三井
組に遣ふ正金引替をせしむ
あり

第七條

一 期限後を開拓使より借券
了揚せしむ常地の事故あり

一 陽備方法と妥協を以て若之を
一 揚備を以て之の景況有之に時ハ
大藏省に於て身之の定額金と
以て同拓使に代りて揚備の權
あり候

第九條

一 從事方制憲法の入費を以て之
一切の雜用を同拓使よりお拂ひ

第十條

一 右の兩條を即今の兩條に依り
相定りて之を以て之を以て
抑撥を以て改定せしむる時
大藏省同拓使の若長官と
之を以て協議の上改定せしむる事
あり

有之候に於て之を以て大藏省同拓

使の者長官之令之上者其多希
之記し且其官印を為す押
之記也

井上大藏大輔

明和四年正月

黒田閑松次官

吉田大藏少輔

是後
廣政方成

之果るは所向を之と記す形に成
今口向來満る由は故あるに
然るを中之記名昭示す十字あり
高木徳下は之を由記次官長
下中在りて之を由記次官長